



福岡医発第 555 号 (地)

平成15年6月13日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬



福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例及び同施行規則
の周知について（依頼）

標記の件につきまして、福岡県環境部長より別添のとおり通知がありましたので、
お知らせいたします。

本件は、「福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例」（平成14年12
月27日）、「福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則」（平成1
5年5月28日）を制定され、本年7月1日より施行されることに伴い、産業廃棄物
の不適正処理を防止するため、排出事業者の責務等を定めたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員へ周
知方よろしくお願い申し上げます。

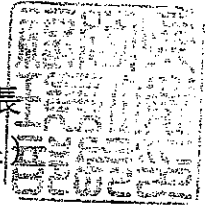


1 5 廃 二 第 4 2 号
平成 1 5 年 5 月 2 8 日



社団法人福岡県医師会 殿

福岡県環境部長
(廃棄物対策課)



福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例及び同施行規則
の周知について（依頼）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、昨年12月27日に「福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例」、本年5月28日に「福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則」を制定し、来る7月1日より施行することとしているところです。

本条例は、別添資料のとおり、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、排出事業者の責務等を定めたものであり、つきましては、本条例の趣旨を御理解いただき、貴会会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

<別添送付資料>

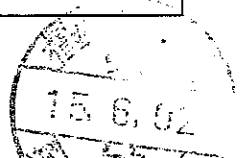
- 1 福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例及び同施行規則対照表
- 2 『福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例』のご案内

問合せ先

福岡県環境部廃棄物対策課

TEL 092-643-3364

FAX 092-643-3365



『福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例』のご案内

(平成15年7月1日施行)

県内における産業廃棄物の適正処理の確保を通じ、産業廃棄物の処理に対する県民の信頼性を高めるために

本条例は、産業廃棄物処理施設の設置・運営に係る問題や、不法投棄などの不適正処理に対して、県民の関心が極めて高い状況にあることから、産業廃棄物の不適正処理の防止に関し必要な事項を定めることにより、環境への負荷の低減及び生活環境の保全に資することを目的として制定したものです。

その主な内容は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合における確認事項、中間処理業者の講ずべき措置、産業廃棄物の性状等に関する情報の提供などとなっており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定する内容をより明確に、また、具体的に定めたものを中心としています。

～条例の概要～

1 排出事業者*₁の責務 (第7条)

※廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」また、「事業者は、…当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定しています。本条例は、この法の規定を踏まえ、排出事業者が確認すべき事項等を次のように定めています。

○排出事業者は、産業廃棄物の処理を処理業者*₂に委託しようとするときは、その産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要な事項を確認しなければなりません。

*1:「排出事業者」

県内で産業廃棄物を排出する事業者又は県外で産業廃棄物を排出して自らもしくは委託して県内に搬入する事業者

*2:「処理業者」

産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者

チェック
ポイント

・産業廃棄物収集運搬業者に委託しようとするときは、その業者の運搬車両、容器、積み替え保管施設等が、委託する産業廃棄物を適正に処理するに足る必要な能力を有するかどうか、必要に応じて現地調査を行うなどして確認してください。

チェック
ポイント

- ・ 中間処理を委託しようとするときは、その中間処理業者の処理施設及び保管施設が、委託する処理を適正に行うために必要な能力を有するかどうか、また最終処分が適正に行われるかどうか、必要に応じて現地調査を行うなどして確認してください。

チェック
ポイント

- ・ 産業廃棄物の最終処分を委託しようとするときは、その最終処分業者の施設が、委託する処理を適正に行うために必要な能力及び残余の埋立容量を有しているかどうか、必要に応じて現地調査を行うなどして確認してください。

○排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物の処理状況を定期的に確認しなければなりません。

Q & A (問) どれくらいの頻度で確認すればいいのですか？

(答) 6月に1回以上、委託した産業廃棄物の処理状況について業者からの報告を求めてください。

2 中間処理業者*₁の講ずべき措置 (第8条)

○中間処理業者は、安定型産業廃棄物の最終処分場における埋立処分*₂を委託する場合は、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着しないようにしなければなりません。

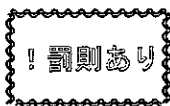
*1 : 「中間処理業者」

- ① 県内（保健所設置市（北九州市、福岡市、大牟田市）の区域を除く。以下同じ。）の産業廃棄物処理施設から産業廃棄物を排出する中間処理業者
- ② 保健所設置市の区域又は県外の産業廃棄物処理施設から産業廃棄物を排出する中間処理業者であって、県内の最終処分場に産業廃棄物を排出する者

*2 : 「埋立処分」

上記*1 ②に掲げる者については、県内の安定型産業廃棄物の最終処分場における埋立処分に限る。

○中間処理業者は、自ら又は委託して、安定型産業廃棄物の最終処分場における埋立処分を行う場合は、産業廃棄物の種類、数量、性状及び安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着しないよう講じた措置の内容について記録し、これを5年間保存しなければなりません。
埋立処分を委託する場合には、この記録の内容を委託する処理業者に文書で通知しなければなりません。



- ・この記録若しくは保存をしなかったり、虚偽の内容を記録した場合
- ・この記録の内容を委託する処理業者に通知しなかったり、虚偽の通知をした場合

⇒ともに、30万円以下の罰金

3 産業廃棄物の性状等に関する情報の提供 (第9条)

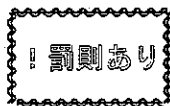
○処分業者は、その施設で処理するために搬入された産業廃棄物の性状等が判断できないときは、性状等に関する情報を提供するように排出事業者に求めなければなりません。

○排出事業者は、この性状等に関する情報提供の求めに応じなければなりません。



- ・情報の提供を拒否したり、虚偽の情報の提供を行った場合
- ⇒ 30万円以下の罰金

○処分業者は、排出事業者に情報の提供を拒否された場合は、遅滞なく知事に報告しなければなりません。



- ・知事への報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合
- ⇒ 5万円以下の過料

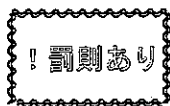
4 最終処分場の水質検査 (第10条)

○「昭和52年総理府・厚生省令第1号」が適用されない最終処分場の設置者は、観測用の井戸又は地下水集排水設備から採取された地下水の水質検査を実施するよう努めて下さい。

5 施設の使用困難時の届出等 (第11条)

○処理業者は、その産業廃棄物を処理する施設が、破損等により7日間を超えて使用困難となった場合において、産業廃棄物の適正な処理に支障を生ずるおそれがあるときは、知事に届け出なければなりません。

ポイント：産業廃棄物の処理又は保管に関する法令の基準を満たさないおそれがありますか？



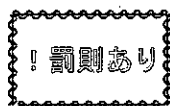
- ・ 知事への届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合
⇒ 30万円以下の罰金

- この場合、処理業者は、排出事業者に対して当該施設が使用困難となった旨を速やかに通知しなければなりません。
通知を受けた排出事業者は、自己の排出する産業廃棄物が適正に処理されるよう、必要な措置を講じなければなりません。

ポイント：産業廃棄物の排出を一時的に停止しないと、施設内で廃棄物がオーバーフローするおそれはありませんか？

6 事故時の応急措置等 (第12条)

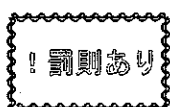
- 処理業者等*は、その産業廃棄物を処理する施設で事故が発生し、汚水、ばい煙、悪臭の漏出など、生活環境の保全上支障が生じたり、生じるおそれがあるときは、応急の措置を講じるとともに知事に報告しなければなりません。



- ・ 知事への報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合
⇒ 30万円以下の罰金

* 処理業者及び自ら産業廃棄物の処理を行う事業者（自己処理業者）

- 知事は、処理業者等が応急措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう命じることがあります。

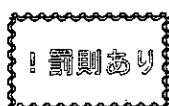


- ・ 知事の命令に違反した場合
⇒ 6月以下の懲役
又は 50万円以下の罰金

7 技術管理者*の設置 (第13条)

* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項に規定する技術管理者をいう

- 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設ごとに一人の技術管理者を置かなければなりません。
- 産業廃棄物処理施設の設置者は、技術管理者を置いたとき、又は変更したときは、知事に届け出なければなりません。



- ・ 知事への届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合
⇒ 5万円以下の過料

8 施設の公開 (第14条)

○産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場を設置している処理業者等は、生活環境の保全上利害関係を有する者に対し、当該焼却施設又は最終処分場を公開するよう努めて下さい。

9 経理的基礎に係る資料の提出 (第15条)

○焼却施設、最終処分場その他の施設*₁を設置している処理業者等は、経理的基礎に係る資料*₂を知事に提出しなければなりません。

*₁：「焼却施設、最終処分場その他の施設」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、第5号、第8号及び第12号から第14号までに規定する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設など

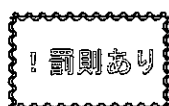
*₂：「経理的基礎に係る資料」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項第6号及び第7号に規定する貸借対照表、損益計算書など

Q&A (問) 経理的基礎に係る資料は、いつまでに提出すればいいのですか？

(答) 産業廃棄物処理業の許可を受けた日から起算して2年6ヶ月を経過する日までに提出して下さい。

自己処理業者の方の場合は、別途期限を定める予定です。



- ・ 知事に資料を提出しなかったり、虚偽の資料を提出した場合
⇒ 30万円以下の罰金

10 土地所有者等*の措置 (第16条、第17条)

* 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者

○土地所有者等は、当該土地で産業廃棄物の不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかに県に通報するとともに、生活環境の保全上の支障の発生防止又は除去に努めなければなりません。

○知事が生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講じた土地の所有者等は、その土地で再び産業廃棄物の不適正処理がなされないよう必要な措置を講じなければなりません。また、その措置の内容や土地を譲渡する場合の譲渡先等を知事に報告しなければなりません。

1 1 不法投棄行為者、行政処分の対象者等の公表

(第20条)

- ・ 知事は、産業廃棄物の不法投棄又は処理基準若しくは保管基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合、処分業者名、排出事業者名等を公表することができます。
- ・ 知事は、法に規定する行政処分*を行ったときは、当該処分の対象となった事業者名等を公表することができます。

* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3、第15条の3、第19条の3、
第19条の5及び第19条の6又は第12条第2項に規定する行政処分

適用除外 (第21条)

この条例の第2章(第7条、第8条、第9条第2項及び第11条第3項を除く)の規定は、保健所設置市の区域には適用されません。

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例 (平成十四年十二月二十七日福岡県条例第八十号)	福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則 (平成十五年五月二十八日福岡県規則第三十八号)
目次 第一章 総則（第一条—第六条） 第二章 産業廃棄物の不適正処理の防止（第七条—第十七条） 第三章 雑則（第十八条—第二十二条） 第四章 罰則（第二十三条—第二十六条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この条例は、産業廃棄物の不適正処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、環境への負荷の低減及び生活環境の保全に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物及び法第十二条第三項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。 2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。 （県の責務） 第三条 県は、産業廃棄物の不適正処理の防止のため、県民、事業者、土地所有者等（県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。以下同じ。）及び市町村その他関係機関との密接な連携を図りながら、総合的な施策を実施するものとする。 2 県は、産業廃棄物の不適正処理の防止のため、県民、事業者及び土地所有者等に対する情報の提供、啓発、指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 （事業者の責務） 第四条 事業者は、その事業活動に伴って発生した産業廃棄物を自己の責任において適正に処理するとともに、その処理を委託する場合は、適正な処理に要する費用を負担しなければならない。 2 事業者は、その事業活動に伴って発生した産業廃棄物について、常に性状、数量等を把握しておかなければならない。 3 事業者は、県が実施する産業廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力しなければならない。 （土地所有者等の責務） 第五条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において、産業廃棄物の不適正処理が行われないよう、常に適正な管理に努めなければならない。 2 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力しなければならない。 （県民の責務） 第六条 県民は、産業廃棄物の不適正処理が行われていることを知ったときは県に通報する等、産業廃棄物の不適正処理の防止に協力しなければならない。 第二章 産業廃棄物の不適正処理の防止 （処理を委託する場合における確認等） 第七条 県内で産業廃棄物を排出する事業者又は県外で産業廃棄物を排出して自ら若しくは委託して県内に搬入する事業者（以下これらを「排出事業者」という。）は、当該産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（以下これらを「処理業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要な事項を確認しなければならない。 2 産業廃棄物の処理を委託した排出事業者は、当該委託に係る産業廃棄物が適正に処理されるよう、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の処理状況を定期的に確認しなければならない。 3 排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理されていることを知ったときは、当該不適正処理に係る処理業者への産業廃棄物の排出を停止する等産業廃棄物の適正な処理の確保のために必要な措置を講じなければならない。	（趣旨） 第一条 この規則は、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成十四年福岡県条例第八十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （用語） 第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。 （処理を委託する場合における確認事項等） 第三条 条例第七条第一項の規定による産業廃棄物の適正な処理を確保するための必要な事項の確認は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める事項を確認することにより行われなければならない。 一 産業廃棄物の収集運搬を委託しようとする場合 当該収集運搬業者の運搬車両、機材、容器及び積替保管施設が、現に委託する産業廃棄物の処理を適正に行うために必要な能力を有すること。 二 中間処理を委託しようとする場合 当該中間処理業者の処理施設及び保管施設が、現に委託する産業廃棄物の処理を適正に行うために必要な能力を有すること及び当該産業廃棄物に係る最終処分が適正に行われること。 三 産業廃棄物の最終処分を委託しようとする場合 当該最終処分業者の施設が、現に委託する産業廃棄物の処理を適正に行うために必要な能力及び残余の埋立容量を有すること。 2 排出事業者は、前項に規定する事項の確認に当たり、必要に応じて現地調査を行わなければならない。 3 条例第七条第二項の規定による確認は、処理業者から、六月に一回以上、委託した産業廃棄物の処理状況について報告を求め、必要に応じて現地調査を行わなければならない。 4 排出事業者は、第三項の規定により確認を行った場合は、その内容について記録するものとする。

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例	福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則
(中間処理業者の講ずべき措置等) 第八条 次に掲げる中間処理業者は、安定型産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。)の最終処分場における埋立処分(第二号に掲げる者については、県内(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条の規定に基づき保健所を設置する市(以下「保健所設置市」という。)の区域を除く。以下同じ。)の安定型産業廃棄物の最終処分場における埋立処分に限る。)を委託する場合は、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着しないよう、政令第六条第一項第三号ロに規定する措置に準じた適切な措置を講じなければならない。 一 県内に存する産業廃棄物を処理する施設から産業廃棄物を排出する中間処理業者 二 保健所設置市の区域又は県外に存する産業廃棄物を処理する施設から産業廃棄物を排出する中間処理業者であって、県内の最終処分場に産業廃棄物を排出する者 2 前項に規定する中間処理業者は、自ら又は委託して、同項に規定する埋立処分を行う場合は、当該埋立処分に係る産業廃棄物の種類、数量、性状その他規則で定める事項について記録し、これを規則で定める期間保存しなければならない。 3 第一項に規定する中間処理業者は、同項に規定する埋立処分を委託する場合は、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡すまでに当該処分を受託した処理業者に對し、前項の規定による記録の内容を文書で通知しなければならない。 (産業廃棄物の性状等に関する情報の提供) 第九条 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者(以下これを「処分業者」という。)は、その施設に産業廃棄物が搬入された場合は、当該産業廃棄物を産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準(以下これを「処理基準」という。)に従い処理するため、性状その他の必要な事項を確認しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物の性状等が判断できないときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の排出事業者に対し、当該性状等に関する情報を提供するように求めなければならない。 2 前項の規定により情報の提供を求められた排出事業者は、同項に規定する情報を当該処分業者に對し提供しなければならない。 3 処分業者は、第一項に規定する情報の提供を拒否された場合は、規則で定めるところにより、遅滞なく知事に報告しなければならない。 (最終処分場の水質検査) 第十条 産業廃棄物の最終処分場(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年 令第一号)の適用を受ける最終処分場を除く厚生省 令第一号)の適用を受ける最終処分場を除く。 。)の設置者は、埋立地からの浸透水又は浸出液による地下水の水質への影響の有無を判断するため、規則で定めるところにより、二箇所以上の観測井又は地下水集排水設備から採取された地下水の水質検査を実施するよう努めるものとする。 (施設の使用困難時の届出等) 第十一条 処理業者は、その産業廃棄物を処理する施設が、破損、補修その他の理由により規則で定める期間を超えて使用困難となった場合において、産業廃棄物の適正な処理に支障を生ずるおそれがあるときは、使用困難となった理由、使用再開予定時期及び処理基準又は産業廃棄物保管基準若しくは特別管理産業廃棄物保管基準(以下これを「保管基準」という。)に適合した処理を行うために講ずる措置の内容について、規則で定めるところにより、遅滞なく知事に届け出なければならない。 2 前項の場合においては、処理業者は、処理基準又は保管基準に適合した処理を行うために必要な範囲において、排出事業者に対し、当該施設が使用困難となった旨を速やかに通知しなければならない。 3 前項の規定による通知を受けた排出事業者は、当該通知に係る施設への産業廃棄物の排出の停止等、その排出に係る産業廃棄物が適正に処理されるための必要な措置を講じなければならない。 (事故時の応急措置等) 第十二条 処理業者及び自ら産業廃棄物の処理を行う事業者(以下「自己処理業者」という。)は、その産業廃棄物を処理する施設において火災、破損その他の事故が発生し、汚水、ばい煙、悪臭等の漏出その他の生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに、その支障の除去又は発生防止のための応急措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、事故等の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。	(中間処理業者が埋立処分を委託する場合の記録事項等) 第四条 条例第八条第二項に規定する規則で定める事項は、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着しないよう講じた措置の内容とする。 2 条例第八条第二項の規則で定める期間は、当該記録をした日から起算して五年間とする。 (産業廃棄物の性状等に関する情報の提供の要請等) 第五条 条例第九条第一項の規定による情報の提供の要請は、様式第一号により行わなければならない。 2 条例第九条第三項の規定による報告は、様式第二号により行わなければならない。 (最終処分場の水質検査の方法) 第六条 条例第十条の規定による水質検査は、安定型産業廃棄物を処分する最終処分場については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年 令第一号)第二条第二項第二号ハに規定する方法により、管理型産業廃棄物を処分する最終処分場については、同省令第一条第二項第十号に規定する方法により行うものとする。 (施設の使用困難時の届出等) 第七条 条例第十一条第一項の規則で定める期間は、七日間とする。 2 条例第十一条第一項の規定による届出は、様式第三号により行わなければならない。 (事故時の報告) 第八条 条例第十二条第一項の規定による報告は、様式第四号により行わなければならない。

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例	福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則
2 知事は、処理業者及び自己処理業者が前項の規定により講ずべき応急措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずることを命ずることができる。 (技術管理者の設置) 第十三条 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設ごとに一人の技術管理者（法第二十一条第一項に規定する技術管理者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、同一敷地内に複数の施設がある場合において、一人の技術管理者が当該複数の施設を管理することができるときは、この限りでない。 2 産業廃棄物処理施設の設置者は、技術管理者を置いたとき、又は変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく知事に届け出なければならない。 (施設の公開) 第十四条 産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場を設置している処理業者及び自己処理業者は、自ら、生活環境の保全上利害関係を有する者に対し、当該焼却施設又は最終処分場を公開するよう努めるものとする。 (経理的基礎に係る資料の提出) 第十五条 産業廃棄物の焼却施設、最終処分場その他の規則で定める施設を設置している処理業者及び自己処理業者は、規則で定めるところにより、産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うために必要な経理的基礎を有していることを証する資料を知事に提出しなければならない。 (不適正処理に係る土地所有者等の措置) 第十六条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において産業廃棄物の不適正処理が行われたことを知った場合は、速やかにその旨を県に通報するとともに、生活環境の保全上の支障の発生防止又は除去のために、その権限により対処できると認められる措置を講ずるよう努めなければならない。 (土地所有者等の再発防止措置等) 第十七条 法第十九条の八の規定により知事が生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講じた土地の土地所有者等は、当該土地について、産業廃棄物の不適正処理の再発防止に関し必要な措置を講じなければならない。ただし、産業廃棄物の不適正処理が行われたことについて、当該土地所有者等の責めに帰すべき事由がないと認められる場合は、この限りでない。 2 前項の規定により再発防止に関し必要な措置を講じた土地所有者等は、その措置の内容その他規則で定める事項について知事に報告しなければならない。	(技術管理者の設置等の届出) 第九条 条例第十三条第二項の規定による届出は、様式第五号により行わなければならない。 (経理的基礎に係る資料の提出) 第十条 条例第十五条の規定による規則で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号、第五号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げるものとする。 2 条例第十五条の規定による資料の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条の二第二項第六号及び第七号に規定する書類を提出することにより行わなければならない。 一 前項に定める施設を設置している処理業者（次号に定める者及び当該年度に法第十四条の二の規定による変更の許可を受けた者を除く。） 法第十四条の規定による許可を受けた日から起算して二年六月を経過する日 二 自ら産業廃棄物を処理するために前項に定める施設を設置している者 条例の目的を達成するために必要な限度において、知事が指定する日 (土地所有者等の再発防止措置等の報告) 第十一条 条例第十七条第二項の規則で定める事項は、当該土地を譲渡する場合の譲渡先及び当該土地に関する権利の変動とする。 2 条例第十七条第二項の規定による報告は、様式第六号により行わなければならない。
第三章 雑則 (報告の徴収) 第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、排出事業者、処理業者、自己処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者及び土地所有者等に対し、産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。 (立入検査) 第十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、排出事業者、処理業者若しくは自己処理業者の事務所若しくは事業場若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは不適正処理に係る土地所有者等の土地若しくは建物に立ち入り、産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (不法投棄行為者等及び行政処分の対象者等の公表) 第二十条 知事は、産業廃棄物の不法投棄（法第十六条の規定に違反する産業廃棄物の処分をいう。）又は処理基準若しくは保管基準に適合しない産業廃棄物の処理（以下「不法投棄等」という。）が行われた場合において、当該不法投棄等により生活	(身分証明書) 第十二条 条例第十九条第二項の証明書は、様式第七号によるものとする。 (不法投棄行為者等及び行政処分の対象者等の公表) 第十三条 条例第二十条第一項に規定する規則で定める手続は、福岡県行政手続条例（平成八年福岡県条例第一号）第三節に規定する弁明の機会の付与に係る手続の例による。 2 条例第二十条第二項の規定による公表は、福岡県公報への登

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例	福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則
環境の保全に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、規則で定める手続により、当該不法投棄等を行った事業者名及び当該不法投棄等に係る産業廃棄物の処理を委託した排出事業者名並びに当該不法投棄等に係る事実を公表することができる。ただし、委託した排出事業者については、当該不法投棄等が行われたことについてその責めに帰すべき事由がないと認められる場合は、この限りでない。 2 知事は、法第十四条の三、法第十五条の三、法第十九条の三、法第十九条の五及び法第十九条の六又は第十二条第二項に規定する行政処分を行ったときは、規則で定めるところにより、当該行政処分の対象となった事業者名及び処分内容等を公表することができる。 (適用除外) 第二十一条 第二章（第七条、第八条、第九条第二項及び第十一条第三項を除く。）の規定は、保健所設置市の区域には適用しない。 (委任) 第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 第四章 罰則 第二十三条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第八条第二項の規定による記録若しくは保存をしなかった者又は虚偽の内容を記録した者 二 第八条第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者 三 第九条第二項の規定による情報の提供を拒否した者又は虚偽の情報の提供を行った者 四 第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 五 第十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 六 第十五条の規定による資料の提出を行わなかった者又は虚偽の資料の提出を行った者 七 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 八 第十九条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者 第二十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。 一 第九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十三条又は第二十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成十五年七月一日から施行する。ただし、第十条の規定は、平成十六年一月一日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に法第二十一条の規定の適用がある産業廃棄物処理施設の設置者については、第十三条第二項の規定中「技術管理者を置いたとき、又は変更したときは」とあるのは、「技術管理者について」と読み替えて適用する。	載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。 (書類等の提出部数及び経由機関) 第十四条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は三部とし、管轄の県保健福祉環境事務所長を経由しなければならない。ただし、地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の区域にあつては二部とし、知事に直接提出するものとする。 附 則 この規則は、平成十五年七月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、平成十六年一月一日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

産業廃棄物の性状等に関する情報の提供要求書

年 月 日

殿

要請者

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者名）

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例第9条第1項の規定により、
下記の産業廃棄物について、その性状等に関する情報の提供を求めます。

記

情報提供を求める産業廃棄物に関する事項	搬入年月日	年 月 日
	種 類	
	荷 姿	
	数 量	
	マニフェストの番号	
提供を求める情報	1 搬入した産業廃棄物について、次の○印を付けた事項 イ 性状に関する事項で、さらに詳細な情報 ロ 腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項で、さらに詳細な情報 ハ 他の廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項でさらに詳細な情報 ニ その他、取り扱う際に 特に注意すべき事項 ホ 当該産業廃棄物の主成分、混合成分等の分析結果に関する情報（特に、液状や泥状のもの） 2 当該産業廃棄物の性状等について 特に協議する事項 { }	
提供を求める理由		

様式第3号（第7条関係）

施設の使用困難時の届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者名）

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例第11条第1項の規定により、
届け出ます。

使用困難となった施設に関する事項	種 類	
	設置場所	
	設置年月日	年 月 日
	処理能力	
	許可年月日	年 月 日
	許可番号	
使用困難となった日時	年 月 日	
使用困難となった理由		
使用再開予定時期	年 月 日	
処理基準又は保管基準に適合した処理を行うために講ずる措置の内容		
排出事業者に対する通知の内容		
備考	許可年月日及び許可番号については、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限って記載すること。	

様式第2号（第5条関係）

産業廃棄物の性状等に関する情報提供の拒否に係る報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

報告者

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者名）

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例第9条第3項の規定により、
報告します。

情報の提供を拒否した排出事業者	住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人にあっては、名称及び代表者名）
当該廃棄物の処理の有無及び現況	
備考	様式第1号を添付すること。

様式第4号（第8条関係）

事故時の状況等の報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

報告者

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者名）

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例第12条第1項の規定により、
報告します。

事故の発生した施設に関する事項	種 類	
	設置場所	
	設置年月日	年 月 日
	処理能力	
	許可年月日	年 月 日
	許可番号	
事故の発生した日時	年 月 日 時 分	
事故等の状況		
生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた応急措置の内容		
備考	許可年月日及び許可番号については、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限って記載すること。	

福岡県知事 殿

報告者
住 所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者名）

技術管理者を（設置）したので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する
条例第13条第2項の規定により、報告します。

施 設 の 種 類	
施 設 の 設 置 場 所	電話 ()
技 術 管 理 者 の 設 置 又 は 変 更 の 年 月 日	年 月 日
(フリガナ) 技術管理者の氏名 (変更の場合は、変更 後の者について記載す ること。)	氏 名
備考 1 技術管理者の資格を証する書類を添付すること。 2 施設ごとに報告すること。	

福岡県知事 殿

報告者
住 所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者名）

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例第17条第2項の規定により、報告します。

対象となる土地の所有者	
対象となる土地と報告者との関係	イ 所有者 ロ 占有者 ハ 管理者
対象となる土地の所在地及び面積	
再発防止に関し講じた必要な措置の内容	
当該土地を譲渡する場合の譲渡先及び当該土地に関する権利の変動	

(表)

12センチメートル

7.5センチメートル

第 号 身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 上記の者は、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例第19条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。 年 月 日 福岡県知事 印	写 真
--	--------

(裏)

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例抜粋

(立入検査)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、排出事業者、処理業者若しくは自己処理業者の事務所若しくは事業場若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは不適正処理に係る土地所有者等の土地若しくは建物に立ち入り、産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一～七 (略)

八 第19条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者